

- 【表紙】
- 【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 平成31年1月30日
- 【発行者名】 UBS (Lux) エクイティ・シキャブ
(UBS (Lux) Equity SICAV)
- 【代表者の役職氏名】 メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
トーマス・ローズ (Thomas Rose)
メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
トーマス・ポートマン (Thomas Portmann)
- 【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、
J . F . ケネディ通り33A
(33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of
Luxembourg)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治
弁護士 白 川 剛 士
弁護士 星 千奈津
- 【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【電話番号】 03 (6212) 8316
- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称】
UBS (Lux) エクイティ・シキャブ
- エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド(米ドル)
- ヨーロピアン・ハイ・ディビデンド(ユーロ)
- ヨーロピアン・オポチュニティー・アンコンストレインド(ユーロ)
- グローバル・エマージング・マーケット・オポチュニティー(米ドル)
- ロング・ターム・テーマ(米ドル)
- US トータル・イールド(米ドル)
(UBS (Lux) Equity SICAV
- Emerging Markets High Dividend (USD)
- European High Dividend (EUR)
- European Opportunity Unconstrained (EUR)
- Global Emerging Markets Opportunity (USD)
- Long Term Themes (USD)
- US Total Yield (USD))
- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額】

記名式無額面投資証券

エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

ヨーロッパ・ハイ・ディビデンド(ユーロ)

クラスP - a c c 投資証券

クラス(米ドル) P - a c c 投資証券

ヨーロッパ・オポチュニティー・アンコンストレインド(ユーロ)

クラスP - a c c 投資証券

クラス(米ドル・ヘッジ) P - a c c 投資証券

グローバル・エマージング・マーケット・オポチュニティー(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

ロング・ターム・テーマ(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

USトータル・イールド(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

上限見込額は以下のとおりである。

エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

9億4,480万米ドル(約1,049億円)

ヨーロッパ・ハイ・ディビデンド(ユーロ)

クラスP - a c c 投資証券

15億0,960万ユーロ(約1,956億円)

クラス(米ドル) P - a c c 投資証券

13億2,500万米ドル(約1,472億円)

ヨーロッパ・オポチュニティー・アンコンストレインド(ユーロ)

クラスP - a c c 投資証券

20億2,540万ユーロ(約2,624億円)

クラス(米ドル・ヘッジ) P - a c c 投資証券

15億4,180万米ドル(約1,712億円)

グローバル・エマージング・マーケット・オポチュニティー(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

14億5,930万米ドル(約1,621億円)

ロング・ターム・テーマ(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

15億2,230万米ドル(約1,691億円)

USトータル・イールド(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

19億3,700万米ドル(約2,151億円)

(注1) 上限見込額は、便宜上、ファンドの投資証券の2018年8月末日現在の1口当たりの純資産価格に基づいて算出されている(エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド(米ドル)クラスP - a c c 投資証券については94.48米ドルに1,000万口、ヨーロッパ・ハイ・ディビデンド(ユーロ)クラスP - a c c 投資証券については150.96ユーロに1,000万口、クラス(米ドル) P - a c c 投資証券については132.50米ドルに1,000万口、ヨーロッパ・オポチュニティー・アンコンストレインド(ユーロ)クラスP - a c c 投資証券については202.54ユーロに1,000万口、クラス(米ドル・ヘッジ) P - a c c 投資証券については154.18米ドルに1,000万口、グローバル・エマージング・マーケット・オポチュニティー(米ドル)クラスP - a c c 投資証券については145.93米ドルに1,000万口、ロング・ターム・テーマ(米ドル)クラスP - a c c 投資証券については152.23米ドルに1,000万口およびUSトータル・イールド(米ドル)クラスP - a c c 投資証券については193.70米ドルに1,000万口をそれぞれ乗じて算出した金額である。)

(注2) 米ドルおよびユーロの円貨換算は、別途記載のない限り、便宜上、2018年8月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=111.06円および1ユーロ=129.56円)による。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2018年11月15日に提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)について、2019年1月30日付で、投資方針、手数料等及び税金、申込(販売)手続等および買戻し手続き等に関する事項等が変更され、ファンドの設立地における目論見書が更新されましたので、これに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、下線の部分は訂正部分を示します。

2【訂正の内容】

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

(1) 投資方針

<訂正前>

一般投資原則

(中略)

本投資法人の純資産の最大15%を、あらゆる種類の約束手形(その利息については、利息支払の形式の貯蓄収入の課税に関する2003年6月3日のEU指令2003/48/ECの意味の範囲において「利息」とみなされることができるもの。)に投資することができる。

サブ・ファンドの資産の少なくとも51%は、金融商品に市場に関する2004年4月21日の欧州議会/理事会指令2004/39/ECにおいて定義される、規制された市場に上場され、かつ投資信託ではない株式に投資されるものとする。

サブ・ファンドは、その資産の最大10%を、UCITS(以下に定義する。)またはUCI(以下に定義する。)に投資することができる。ただし、該当するサブ・ファンドの投資方針にこれに反する規定がある場合を除く。

(中略)

典型的な投資家の特性

サブ・ファンドは、分散された株式ポートフォリオに長期的に投資することを希望し、株式への投資に伴うリスクを許容できる個人投資家および機関投資家の投資に適している。

<訂正後>

一般投資原則

(中略)

本投資法人の純資産の最大15%を、あらゆる種類の約束手形(その利息については、利息支払の形式の貯蓄収入の課税に関する2003年6月3日のEU指令2003/48/ECの意味の範囲において「利息」とみなされることができるもの。)に投資することができる。

サブ・ファンドは、その資産の最大10%を、UCITS(以下に定義する。)またはUCI(以下に定義する。)に投資することができる。ただし、該当するサブ・ファンドの投資方針にこれに反する規定がある場合を除く。

(中略)

典型的な投資家の特性

サブ・ファンドは、分散された株式ポートフォリオに投資することを希望し、株式への投資に伴うリスクを許容できる個人投資家および機関投資家の投資に適している。

(4) 投資制限

<訂正前>

投資原則

サブ・ファンドの投資について、以下の規定が適用される。

(中略)

2. リスク分散

(中略)

2.3 上記の規定に反して、以下の規定が適用される。

(中略)

- e) リスク分散のために、本投資法人はサブ・ファンドの純資産の100%を限度としてEU加盟国またはEU加盟国の地方機関、その他公認されたOECD加盟国、ロシア、ブラジル、インドネシアもしくはシンガポールまたは一か国以上のEU加盟国が属する公的国際機関が保証または発行した各種の有価証券および短期金融商品に投資することができる。ただし、かかる有価証券および短期金融商品は少なくとも6回の発行分で構成され、一回の発行分がサブ・ファンドの純資産の30%を超えてはならない。

(後略)

<訂正後>

投資原則

サブ・ファンドの投資について、以下の規定が適用される。

(中略)

2. リスク分散

(中略)

2.3 上記の規定に反して、以下の規定が適用される。

(中略)

- e) リスク分散のために、本投資法人はサブ・ファンドの純資産の100%を限度としてEU加盟国またはEU加盟国の地方機関、その他公認されたOECD加盟国、中国、ロシア、ブラジル、インドネシアもしくはシンガポールまたは一か国以上のEU加盟国が属する公的国際機関が保証または発行した各種の有価証券および短期金融商品に投資することができる。ただし、かかる有価証券および短期金融商品は少なくとも6回の発行分で構成され、一回の発行分がサブ・ファンドの純資産の30%を超えてはならない。

(後略)

4 手数料等及び税金

(3) 管理報酬等

<訂正前>

本投資法人は、クラスP - a c c 投資証券、クラス(米ドル)P - a c c 投資証券およびクラス(米ドル・ヘッジ)P - a c c 投資証券に関し、各サブ・ファンドの平均純資産額に基づき計算された月次上限定率管理報酬を支払う。

サブ・ファンド名 UBS (Lux) エクイティ・シキャブ	上限定率管理報酬(上限管理報酬)
- エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド (米ドル)	年率2.200% (年率1.760%)
- ヨーロピアン・ハイ・ディビデンド(ユーロ)	年率1.500% (年率1.200%)
- ヨーロピアン・オポチュニティー・アンコンストレインド (ユーロ)	年率2.040% (年率1.630%)
- グローバル・エマージング・マーケット・オポチュニ ティー(米ドル)	年率1.920% (年率1.540%)
- ロング・ターム・テーマ(米ドル)	年率1.800% (年率1.440%)
- U S トータル・イールド(米ドル)	年率1.500% (年率1.200%)
(後略)	

<訂正後>

本投資法人は、クラスP - a c c 投資証券、クラス(米ドル)P - a c c 投資証券およびクラス(米ドル・ヘッジ)P - a c c 投資証券に関し、各サブ・ファンドの平均純資産額に基づき計算された月次上限定率管理報酬を支払う。

サブ・ファンド名 UBS (Lux) エクイティ・シキャブ	上限定率管理報酬 (上限管理報酬)	名称に「ヘッジ」を含む 投資証券クラスの 上限定率管理報酬 (上限管理報酬)
- エマージング・マーケット・ハイ・ ディビデンド(米ドル)	年率2.200% (年率1.760%)	年率2.250% (年率1.800%)
- ヨーロピアン・ハイ・ディビデンド (ユーロ)	年率1.500% (年率1.200%)	年率1.550% (年率1.240%)
- ヨーロピアン・オポチュニティー・ アンコンストレインド(ユーロ)	年率2.040% (年率1.630%)	年率2.090% (年率1.670%)
- グローバル・エマージング・ マーケット・オポチュニティー (米ドル)	年率1.920% (年率1.540%)	年率1.970% (年率1.580%)
- ロング・ターム・テーマ(米ドル)	年率1.800% (年率1.440%)	年率1.850% (年率1.480%)
- U S トータル・イールド(米ドル)	年率1.500% (年率1.200%)	年率1.550% (年率1.240%)
(後略)		

第三部 外国投資法人の詳細情報

第2 手続等

1 申込(販売)手続等

<訂正前>

海外における販売手続等

(中略)

サブ・ファンドの投資証券の発行価格は遅くとも注文日の翌日から起算して3日後(以下「決済日」という。)までに保管受託銀行に開設したサブ・ファンドの口座に払い込む。

投資証券クラスの通貨の国の銀行が決済日および注文日から決済日までの期間のいかなる日において営業していない場合、または対応する通貨が銀行間決済システムにおいて取引されていない場合、決済は、かかる銀行が営業する翌日、または対応する通貨が決済システムにおいて取引可能になる日の翌日に行われる。

(後略)

<訂正後>

海外における販売手続等

(中略)

サブ・ファンドの投資証券の発行価格は遅くとも注文日の翌日から起算して3日後(以下「決済日」という。)までに保管受託銀行に開設したサブ・ファンドの口座に払い込む。

決済日または注文日から決済日までの期間のいかなる日において、投資証券クラスを使用している通貨の国の銀行が営業していない場合、または対応する通貨が銀行間決済システムにおいて取引されていない場合、決済日を計算する上で考慮されない。決済は、かかる銀行が営業する日、または対応する通貨が決済システムにおいて取引可能になる日に行われる。

(後略)

2 買戻し手続等

<訂正前>

海外における買戻し手続等

(中略)

買戻しを行うサブ・ファンドの投資証券の買戻代金は遅くとも注文日の翌日から起算して3日後(以下「決済日」という。)に支払われる。ただし、外国為替管理、資本移動の制限等の法律規定または保管受託銀行の支配の及ばないその他の事情により買戻申込みが提出された国に買戻代金を送金できない場合はこの限りではない。

投資証券クラスの通貨の国の銀行が決済日および注文日から決済日までの期間のいかなる日において営業していない場合、または対応する通貨が銀行間決済システムにおいて取引されていない場合、決済は、かかる銀行が営業する翌日、または対応する通貨が決済システムにおいて取引可能になる日の翌日に行われる。

(後略)

<訂正後>

海外における買戻し手続等

(中略)

買戻しを行うサブ・ファンドの投資証券の買戻代金は遅くとも注文日の翌日から起算して3日後(以下「決済日」という。)に支払われる。ただし、外国為替管理、資本移動の制限等の法律規定または保管受託銀行の支配の及ばないその他の事情により買戻申込みが提出された国に買戻代金を送金できない場合はこの限りではない。

決済日または注文日から決済日までの期間のいかなる日において、投資証券クラスの通貨を使用している国の銀行が営業していない場合、または対応する通貨が銀行間決済システムにおいて取引されていない場合、決済日を計算する上で考慮されない。決済は、かかる銀行が営業する日、または対応する通貨が決済システムにおいて取引可能になる日に行われる。

(後略)

交付目論見書の概要

<訂正前>

(前略)

報 酬	エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド(米ドル)	純資産額の上限年率2.200%
	ヨーロッパ・ハイ・ディビデンド(ユーロ)	純資産額の上限年率1.500%
	ヨーロッパ・オポチュニティー・アンコンストレインド(ユーロ)	純資産額の上限年率2.040%
	グローバル・エマージング・マーケット・オポチュニティー(米ドル)	純資産額の上限年率1.920%
	ロング・ターム・テーマ(米ドル)	純資産額の上限年率1.800%
	USトータル・イールド(米ドル)	純資産額の上限年率1.500%
	上記報酬は、本投資法人の運用、管理事務、ポートフォリオ管理および販売ならびに保管受託銀行のすべての職務に関して、本投資法人の資産から支払われます。	

(後略)

<訂正後>

(前略)

報 酬	エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド(米ドル)	純資産額の上限年率2.200%
	ヨーロッパ・ハイ・ディビデンド(ユーロ)	純資産額の上限年率1.500%
	ヨーロッパ・オポチュニティー・アンコンストレインド(ユーロ)	純資産額の上限年率2.040%
	クラス(米ドル・ヘッジ) P - a c c 投資証券については、純資産額の上限年率2.090%	
	グローバル・エマージング・マーケット・オポチュニティー(米ドル)	純資産額の上限年率1.920%
	ロング・ターム・テーマ(米ドル)	純資産額の上限年率1.800%
	USトータル・イールド(米ドル)	純資産額の上限年率1.500%
	上記報酬は、本投資法人の運用、管理事務、ポートフォリオ管理および販売ならびに保管受託銀行のすべての職務に関して、本投資法人の資産から支払われます。	

(後略)